

利用単位と加算(自己負担:『介護保険負担割合証』に応じた金額)

○ 訪問介護 <要介護 1・2・3・4・5>

区分	提供時間	単位	特定事業所 加算(Ⅱ)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	地域区分
身体介護	(身体 0)20分未満	165 単位	利用単位 の 10%が 加算され ます。	1ヶ月の利 用合計単 位 13.7% が加算され ます。	周南市は 1単位 =10.21 円 で計算しま す。
	(身体 1)20分以上 30分未満	248 単位			
	(身体 2)30分以上 1時間未満	394 単位			
	(身体 3)1時間 30分未満	575 単位			
	※30分増す毎に 83 単位プラスされます				
生活援助	(生活 2)20分以上 45分未満	181 単位			
	(生活 3)45分以上	223 単位			
(一例) 身体介護 生活援助 複合型	(身体 1 生活 1) 身体介護 30分+生活援助 20分～	314 単位			
	(身体 2 生活 1) 身体介護 60分+生活援助 20分～	460 単位			
	※詳細は個別に説明				

*基本料金に対して早朝(午前 6時から午前 8時)・夜間(午後 6時から午後 10時)帯は 25%増し、深夜(午後 10時から午前 6時)は 50%増しとなります。

*交通費はいただきません。

ヘルパー訪問時の駐車料金・買い物等に発生した駐車料金は自己負担となります。

その他の加算

- * 初回加算 200 単位/月
- * 緊急時訪問介護加算 100 単位/回
- * 生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位/月
- 生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位/月

利用料等

- * 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険法の法定利用料に基づく金額です。なお金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- * 利用料(自己負担分)は、月末締めで翌月事業所指定の銀行口座自動引き落とし、又は、訪問にて直接集金します。

○キャンセル料について

やむを得ない事情により、訪問を中止する場合は前日までにご連絡ください。当日の場合、担当の訪問介護員へ連絡がつかず訪問をすることがあります。その場合はキャンセル料(500 円)が発生いたします。また、連絡なく利用中止となった場合もキャンセル料(500 円)が発生いたします。